

令和7年度愛媛県新技術開発プロジェクト支援事業実施要綱

(目的)

第1条 県は、この要綱の定めるところにより、愛媛県内（以下「県内」という。）において新たなサービスの実用化や製品化に向けた事業を実施しようとする中小企業者等に対して、その実現に向けた技術開発に必要な経費について補助することにより、国内経済の先行きの懸念やコロナ後の社会変化に柔軟に対応する成長企業を創出し、県内産業の活性化を図る。

(対象者)

第2条 令和7年度愛媛県新技術開発プロジェクト支援事業（以下「支援事業」という。）の対象者は、県内に本社を有する中小企業者とする。

2 前項に規定する対象者のうち県外のみならず事業拠点を置く者については、県内に事業拠点を設け、県内で新たに事業を開始しようとするものを対象とする。

(補助対象事業等)

第3条 この支援事業の補助事業区分、補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助対象期間及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(事業計画書)

第4条 この支援事業による支援を受けようとする者は、事業計画書（様式1）を知事に提出するものとする。

(審査)

第5条 知事は、前条による事業計画書の提出があったときは、事業計画の内容等を審査のうえ、支援対象者を決定する。

(補助)

第6条 県は、支援対象者が実施する事業に対して、新技術開発プロジェクト支援事業費補助金を交付する。

2 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業は、原則として愛媛県内において行うこと。
- (2) 補助終了後5年間は、原則として県内において事業を行うこと。
- (3) 補助を受けた者は、補助終了後収益が生じたと認めるとき、交付した補助金額を限度にその全部又は一部を現金または有価証券等で納付すること。

(技術開発機器の利用)

第7条 支援対象者が実施する事業の技術開発に当たっては、県産業技術研究所の機器を無償で利用できるものとする。

(施設の貸与)

第8条 県は、支援対象者が事業の実施に当たりテクノプラザ愛媛のインキュベーター・ルームを優先的に利用できるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和7年3月21日から施行する。

別表

| | | | |
|--------|-------------------|--|--------------|
| 補助事業区分 | キックオフステージ | チャレンジステージ | 事業化ステージ |
| 補助対象事業 | 技術的可能性、事業化の可能性の検証 | 新技術の実用化に向けた研究開発 | 事業化に向けた商品化試作 |
| 補助限度額 | 2,000 千円／年 | 5,000 千円／年 | 10,000 千円／年 |
| 補助率 | 補助対象経費の 2 / 3 以内 | | |
| 補助対象経費 | 区分 | 内 容 | |
| | 原材料費 | 原材料及び副資材の購入に要する経費 | |
| | 構築物費 | 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 | |
| | 機械装置、 工具器具費 | 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用、又は修繕に要する経費 | |
| | 産業財産出願・導入費 | 特許等の出願や導入に係る経費 | |
| | 技術指導受入費 | 技術指導の受入れに要する経費 | |
| | 外注加工費 | 外注加工に要する経費 | |
| | 委託研究費 | 学術機関等に研究を委託する際に要する経費 | |
| | 市場調査費 | 市場調査に要する経費 | |
| | 人件費 | 技術開発に関与する者の直接作業時間に対する人件費 (人件費に充当する補助金額は補助金総額の 1/3 以内) | |
| | その他の経費 | その他知事が必要と認める経費 | |

(注) 補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めない。